

令和7年度第1回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 令和7年5月22日（木）

午前11時00分から

場所 市役所 低層棟4階 委員会室

- 1 会長の選任
- 2 職務代理者の指定
- 3 諮問事項（公開）
いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針について
- 4 諮問事項（非公開）
 - (1) 保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求について（2件）
 - (2) 保有個人情報開示決定取消決定処分に対する審査請求について
 - (3) 保有個人情報開示決定処分に対する審査請求について
 - (4) 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について（3件）
- 5 審議事項（非公開）
保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求、保有個人情報開示決定取消決定処分及び開示決定処分に対する審査請求並びに保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について

野総総第19号
令和7年5月22日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭徳 様

野田市長 鈴木 有



諮問書

野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）
第3条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針について

2 諮問内容

野田市においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項各号に規定するいじめの重大事態が発生した場合に野田市教育委員会若しくは当該重大事態が発生した学校が行う同項柱書きに規定する調査の結果又は当該調査の結果について当職が法第30条第2項の規定による調査が必要であると認めた場合に実施する調査の結果の公表の在り方を定める「いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針」について、貴審査会の御意見を伺いたい。

以上

いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針

令和7年5月

野田市

目次

1 本指針の位置付け	1
.....	1
2 公表の意義と弊害について	1
.....	2
(1) 文部科学省の考え方	2
.....	3
(2) 公表の意義	5
.....	5
(3) 公表の弊害	5
.....	5
3 個人情報保護やプライバシーの観点	6
.....	6
4 本市の基本的な方針	8
.....	
5 調査結果の公表について	
.....	
(1) 公表方法	
.....	
(2) 公表資料	
.....	
(3) 公表期間	
.....	
(4) 公表の手順	
.....	
(参考) 概要版の例	
.....	

1 本指針の位置付け

本指針は、野田市（以下「本市」という。）の市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項各号に規定する重大事態が発生したため、野田市教育委員会若しくは当該重大事態が発生した学校が行った同項柱書に規定する調査の結果（以下「原調査報告書」という。）、又は市長が法第30条第1項に基づく報告を受け、「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めた場合」に行う同条第2項の規定による調査の結果（以下「再調査報告書」という。）を公表するに当たり、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月策定、令和6年8月改定。以下「ガイドライン」という。）において、「調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針を定めておくことが望ましい」とされていること、また、当該調査に係るいじめを受けた又は受けたと疑われる児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）及びその保護者に対し、公表の方法等について分かりやすく正確に伝えることを目的として定めるものである。

2 公表の意義と弊害について

(1) 文部科学省の考え方

ガイドラインでは、調査報告書の公表について「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」とし、公表の意義については「調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。」、弊害については「個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な

発達に影響があってはならない。」としている。

(2) 公表の意義

- ア 当該事案への憶測などを減じさせるとともに、社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民とともに、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- イ 市民目線に立った地域に開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ウ 学校や教育委員会が、当事者として真摯に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- エ 調査組織の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

(3) 公表の弊害

ア 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童生徒、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

- (ア) 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して、事情聴取等への真摯な回答を得られなくなることや、非協力的・消極的な態度をとられてしまうなど、事実の把握が難しくなる。
- (イ) 各関係機関（児童相談所、警察、相談機関、医療機関及び他の教育機関等）において、調査対象者を含む当該事案の関係者（以下「関係当事者」という。）との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなる。

イ 公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い問題であり、特に重大な結果が生じ

た事案については、マスコミによる報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることが想定され、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- (ア) 同じ学校の保護者や地域住民等などの、学校情報や生活情報が共有され得る特定の範囲においては、公表事実が閲覧されることで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や心情等を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- (イ) 詳細な人間関係や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって関係当事者と周囲の児童生徒やその保護者等との関係に影響が出て、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の成長が阻害される。
- (ウ) いじめの要因に児童生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事実等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- (エ) インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重大な人権侵害と児童生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

3 個人情報保護やプライバシーの観点

ガイドラインでは、「公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないとは判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。」とし、その上で「ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽^{べい}ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。」としてい

る。

また、ガイドラインでは、公表に当たっては、個人情報保護法における個人情報の利用及び提供の制限に関する規定だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいた対応が必要となることについても示されている。

ア 野田市情報公開条例における規定

本市においては、野田市情報公開条例第6条第1号において、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として不開示とする旨を規定している。

また、同条第5号では、「実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」についても原則として不開示とする旨を規定している。

イ 公表を行うべきでない判断する部分の基準

いじめ調査の公表は、当該調査において関与のあった児童生徒(以下「関係児童生徒」という。)にとっては地域社会の生活を越えて広く大衆の目を向けられることとなる。また、一度、メディアやSNS等に掲載されると、記録として永久に残っていくことになる。

このような懸念から、特定の学校関係者等であっても個人識別できないよう配慮するものとする。

4 本市の基本的な方針

当該事案の内容や重大性、対象児童生徒及びその保護者の公表に対する意向、公表した場合の児童生徒への影響、公表における意義と弊害等を総合的に勘案し、当該調査を実施した委員会の意見も踏まえた上で、公表の是非を判断するが、対象児童生徒又はその保護者のどちらか一方でも公表を望まない場合には、調査結果の公表は行わない。

また、対象児童生徒及びその保護者の希望により、調査の実施自体を外部に対して明らかにしないまま重大事態の調査を行った場合や、対象児童生徒及びその保護者が詳細な調査を望まなかった場合なども、公表しないことがある。

なお、公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や、野田市情報公開条例の規定により不開示となる情報等を基に、個人を特定できる情報や調査の過程で得られた機密情報等、公表を行うべきでないと判断した部分について整理した上で行うものとする。

5 調査結果の公表について

(1) 公表方法

野田市ホームページへの掲載により公表とする。

(2) 公表資料

公表資料は、対象児童生徒及びその保護者並びに当該調査を実施した委員会の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性を勘案して公表用資料を作成する。なお、公表用資料は、個人情報保護法や、野田市情報公開条例等の規定に基づく不開示情報を基に非公表とする個所を判断し作成するが、非公表とすべき個所であっても、いじめの認定に必要と判断される個所等、非公表とすることで公表の意義が損なわれると考えられる個所については、当該調査を実施した委員会と調整した上で、公表の可否を決定するものとする。

(3) 公表期間

公表期間は、対象児童生徒及びその保護者の意向及び当該調査を実施した委員会の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性を勘案し決定する。なお、公表中に、対象児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとする。

(4) 公表の手順

ガイドラインでは、「プライバシー保護の観点から、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載について同意を得ておくことが望ましい。」、「公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。」とされているため、公表に当たっては次のとおり進めるものとする。

ア 調査開始時

対象児童生徒及びその保護者、関係児童生徒及びそれらの保護者の双方に対し、本方針を示して、公表についての考え方を説明する。

イ 調査結果の説明後

対象児童生徒及びその保護者に対し、本市の公表に関する方針について説明した上で、公表の意向を確認する。

いじめは児童生徒自身の身近な問題であることから、保護者の意向だけでなく、対象児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認する。

また、公表する資料については、(2)の記載に従い、資料の形態及び非公表とする個所を決定し、作成することについて説明し、対象児童生徒及びその保護者と調整を行う。

ウ 公表の決定後

対象児童生徒及びその保護者に対し、公表版の案を提示し内容について確認する。

また、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者等に対し、本市の方針に基づき公表することや、公表する内容については、個人

が特定されないようにするとともに、公表することにより、関係児童生徒の学校生活、学校が行う支援や指導等に支障を来すことがないよう配慮することについて説明した上で、公表版の案を事前に提示する。

(参考) 概要版の例

市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書 (概要版)

第1 事案の概要

(略)

第2 調査組織及び調査期間

・〇〇、〇〇、〇〇の分野からなる〇人の委員で構成された野田市いじめ問題対策(再調査)委員会にて調査を行った。

調査期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までである。

委員名簿

第3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の三つの要件からなる。

本事案における対象児童生徒に対するいじめを行ったとされる児童生徒の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

第4 いじめの有無

第5 〇〇〇〇〇〇について

第6 〇〇〇〇〇〇について

※事案の概要、いじめの有無については、客観的事実及び委員会での判断を記載する。

※第5以降の項目については、調査内容を踏まえ、「学校や教育委員会の課題について」や「再発防止策について」等とする。

令和7年度答申第1号

令和7年5月22日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭 徳



いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針について（答申）

令和7年5月22日付け野総総第19号によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針についての諮問について、次のとおり答申します。

いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針については、妥当であると認める。